

# 柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師の 施術所

## 集団指導（オンライン資格確認の導入）

# はじめに

ただ今から、eラーニングによる集団指導が始まります。  
最後まで視聴していただき、

**画面右上の表示が「100%」になっていたら、受講完了です。**

なお、動画を途中で飛ばすと、受講完了したことにはなりませんので  
ご注意ください。

- 1. オンライン資格確認の義務化について**
- 2. オンライン資格確認導入後の  
施術所における資格確認等の流れ**
- 3. オンライン資格確認等に関するサポートや  
マイナ保険証利用促進について**

# オンライン資格確認の導入に係る集団指導について

令和6年12月2日から、受領委任の協定又は契約を締結している柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師（以下「柔整あはき」という）の施術所において、オンライン資格確認（資格確認限定型：簡素な資格確認の仕組み）の導入が原則義務化

※例外：オンライン資格確認の導入が困難なやむを得ない事由がある施術所

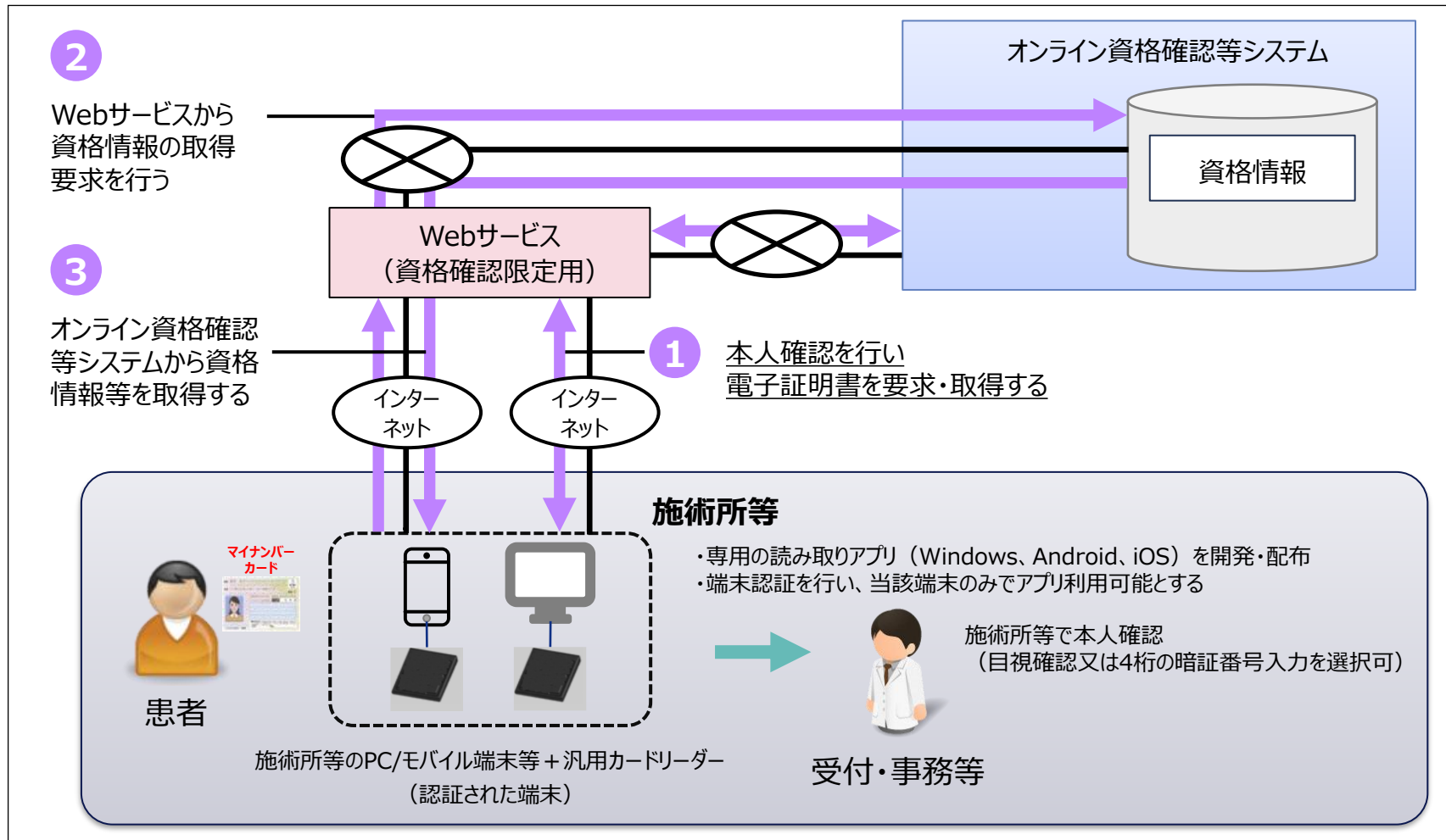
## 集団指導

- 協定書又は受領委任の取扱規程に基づき、受領委任の取扱いにより療養費を請求する柔整あはきの施術管理者等を対象に行われる地方厚生（支）局長及び都道府県知事の指導の一形態
- 対象：オンライン資格確認の導入が義務であるにもかかわらず、未導入であり、やむを得ない事由に該当する旨の申し出がなされていない施術所

- **速やかにオンライン資格確認を導入するようにしてください**  
なお、やむを得ない事由がある場合、その旨の申し出を行ってください
- 集団指導を実施した上で、なおオンライン資格確認を導入しない場合（やむを得ない事由の申し出を行った場合を除く）には、個別に改善を促すこととなります
- それでもなお導入しない場合（やむを得ない事由の申し出を行った場合を除く）には、**令和8年12月を目途に、受領委任の取扱いが中止**となります

# 柔整あはき施術所における オンライン資格確認（資格確認限定型：簡素な資格確認の仕組み）の概要

- 実施機関（社会保険診療報酬支払基金・国民健康保険中央会）が配信する専用のアプリ（マイナ資格確認アプリ）を、「施術所等向け総合ポータルサイト」にて事前に利用申請したPCやスマートフォン、タブレットにインストールし、市販の汎用カードリーダーと組み合わせることにより、既存のインターネット回線で**マイナンバーカードを読み取ってオンライン資格確認を行うことが可能**となります（スマートフォンの場合、汎用カードリーダー無しで利用可能なものもあります）
- これは、**患者の資格情報のみを確認できる**簡素な仕組み：資格確認限定型の仕組みとなります



# 1. オンライン資格確認の義務化について



# オンライン資格確認の導入の原則義務化

## 基本的な考え方

- 令和6年12月2日以降、マイナンバーカードの健康保険証利用（マイナ保険証）を基本とする仕組みに移行しており、オンライン資格確認の導入が必要

→ オンライン資格確認を未導入の場合には、マイナ保険証のみを持参した患者等に対して追加で被保険者番号等を確認する必要がある等、患者側、施術所側双方に負担が生じることとなる

## 具体的な内容

- 受領委任の協定又は契約を締結している柔整あはき施術所に対し、オンライン資格確認の導入を原則義務化（※1）
- オンライン資格確認の導入が困難なやむを得ない事由（※2）がある施術所は、オンライン資格確認導入の義務化の例外とする

（※1） 協定書又は受領委任の取扱規程の第3章18（2）により、施術管理者は、患者から施術を求められた場合であって、患者がオンライン資格確認により療養費を受領する資格があることの確認を求めた場合においては、（1）の規定にかかわらず、オンライン資格確認により療養費を受領する資格があることを確認する必要があります。また、第3章18（3）により、施術管理者は、やむを得ない場合を除き、（2）に規定する場合において、患者がオンライン資格確認によって療養費を受領する資格があることの確認を受けることができるよう、あらかじめ必要な体制を整備しなければなりません

→ 受領委任の協定又は契約を締結している場合には、実際に受領委任の取扱いを実施しているかに関わらず、オンライン資格確認を導入する必要があります（やむを得ない事由に該当する場合を除く）

（※2） 施術者が皆、高齢（令和6年4月時点で、常勤の施術者が皆、70歳以上）等

- 協定書又は受領委任の取扱規程：受領委任の協定又は契約を締結した柔整あはきの受領委任の取扱いを定めたもので、保険局長通知（※3）にて示している  
（本協定又は規程に定める事項を遵守しなかった場合、受領委任の取扱いが中止となり得る。違反を確認した場合には、まず指導を実施）

（※3） 「柔道整復師の施術に係る療養費について」、「はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費に関する受領委任の取扱いについて」

# 受領委任払いを行う柔整あはき施術所における オンライン資格確認導入の義務化対象外となる「やむを得ない事由」について

- 柔整あはきの施術に係る療養費に関する受領委任については、令和6年12月2日以降、オンライン資格確認の導入が原則義務化されています
- 一方、以下の1から3までに記載したやむを得ない事由に該当する施術所については、義務化の対象外となる旨、令和6年11月6日に事務連絡を发出しています

やむを得ない事由		期限
1-1	【柔道整復師の施術所】 施術者が皆、高齢（※1）により、オンライン資格確認によって療養費を受領する資格があることを確認することが困難な方である場合	無し
1-2	【あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師の施術所】 施術者が皆、高齢（※1）又は視覚障害により、オンライン資格確認によって療養費を受領する資格があることを確認することが困難な方である場合	無し
2	廃止・休止に関する計画を定めている施術所である場合	廃止・休止まで (遅くとも令和7年12月2日まで)
3	受領委任の取扱いを中止する施術所である場合	受領委任の取扱い中止まで (遅くとも令和7年12月2日まで)

(※1) 令和6年4月時点で、常勤の施術者が皆、70歳以上である場合  
「常勤」とは、原則として施術所において定められた施術者の勤務時間の全てを勤務する者を指す

なお、オンライン資格確認が導入されていない施術所（※2）について、令和6年12月2日以降もオンライン資格確認が導入されていない場合には、厚生（支）局長又は都道府県知事による個別の働きかけ等を行う場合がある

(※2) 上述の1～3に掲げる施術所を除く

# オンライン資格確認導入の義務化対象外となる やむを得ない事由の申し出について

- オンライン資格確認導入の義務化対象外となるやむを得ない事由に該当する施術所は、以下のいずれかの方法により、その旨をご連絡ください

## 連絡方法

### ① 「施術所等向け総合ポータルサイト」の報告フォーム

右の二次元コードより回答してください

※「施術所等向け総合ポータルサイト」への  
ログインが必要です



報告フォーム

### ② メール

厚生労働省 保険局 医療介護連携政策課 保険データ企画室

- メールアドレス：[suisin@mhlw.go.jp](mailto:suisin@mhlw.go.jp)

### ③ 電話

オンライン資格確認等コールセンター

- 電話番号：0800-080-4583（通話無料）

平日 8:00～18:00、土曜日 8:00～16:00（いずれも祝日を除く）

## 報告内容

以下の4つをご連絡ください

- 施術所名
- 施術所所在地
- 登録記号番号（10桁の漢字又は数字）
- やむを得ない事由のどれに該当するか

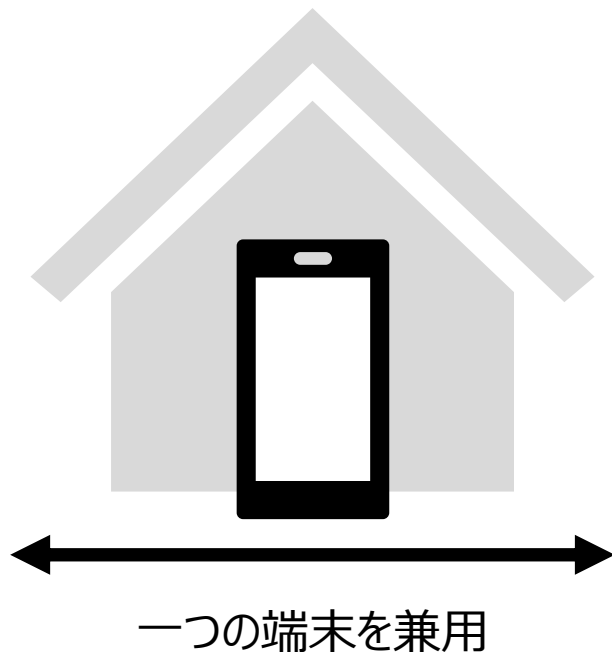
※登録記号番号は、受領委任の登録に係る通知書又は受領委任の承諾に係る通知書に記載されています。登録記号番号が分からない場合は、所管の地方厚生（支）局にご確認ください

※「柔道整復師の施術所」と「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師の施術所」の併設施術所においては、主たる施術所としてオンライン資格確認を導入している場合は、もう一方の従たる施術所の導入の義務を果たしているものとみなしますので、併設申告を行ってください

# 柔整あはき施術所における施設併設時の対応について

- 「柔道整復師の施術所」と「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師の施術所」の併設施術所においては、併設申告を行うことで、一つの端末を兼用し、双方で資格情報を閲覧する運用が可能となります
- 併設申告を行い、主たる施術所としてオンライン資格確認を導入している場合は、もう一方の従たる施術所のオンライン資格確認の導入義務を果たしているものとみなしますので、**該当する併設の施術所は併設申告を行ってください**
- 併設申告を行わない場合は、両方の施術所でオンライン資格確認の導入が必要です**

あん摩マッサージ指圧師、  
はり師、きゅう師の施術所



柔道整復師の施術所



「施術所等向け総合ポータルサイト」から併設申告ができます  
右の二次元コードから「施術所における併設申告・取消手順書」をご確認ください



# 柔整あはき施術所における オンライン資格確認運用開始に向けた準備作業の概要


## 1. 端末等の選定・購入

### 1-1

#### 端末等の選定


各施設にてオンライン資格確認が実施可能な端末等の機器選定を行ってください

- ◆ オンライン資格確認を実施する際に必要な機器

 PC (Windows)  
+ 有線汎用カードリーダー

※現在業務でご使用のPC (Windows 10、Windows 11) でご利用可能なものもあります (Windows 10は、Microsoftのサポート対象のものを推奨)

or

 スマートフォン

or

 タブレット  
+ Bluetooth汎用カードリーダー

※マイナンバーカードの読み取りには、  
・PC + 有線汎用カードリーダー、  
・スマートフォン、  
・タブレット + Bluetooth汎用カードリーダー  
のいずれかが必要です

<☑チェックリスト>

- 端末等の選定

### 1-2

#### 購入

選定した端末等を購入し、購入した際の領収書を保管してください  
※業務用でお使いの端末で併用可能なものもあります



端末等を購入



領収書を保管

<☑チェックリスト>

- 端末等の購入

## 2. 導入・運用準備

### 2-1

#### 導入

オンライン資格確認の利用開始申請や、機器の設定を実施してください

- ◆ 導入準備例



ポータルサイトで  
・オンライン資格確認の  
利用開始申請  
・機器の登録



機器の設定  
・アプリのダウンロード  
・初期設定 など

<☑チェックリスト>

- ポータルサイトでオンライン資格確認の利用開始申請
- 機器登録
- アプリのダウンロード等の端末等の設定

### 2-2

#### 運用準備

導入後の受付業務等の変更点を確認し、運用開始に向けた各種準備を行ってください

- ◆ 運用準備例



受付業務の確認

<☑チェックリスト>

- 受付業務等の変更点の確認

# STEP 01 : 端末等の選定・購入

以下に示すようなオンライン資格確認に必要な機器を選定・購入してください

※購入した際の領収書は助成金申請の際に必要なになりますので、大切に保管してください

## オンライン資格確認を実施する際に必要な機器

・PC (Windows) + 有線汎用カードリーダー

※現在業務でご使用のPC (Windows 10、Windows 11) でご利用可能なものもあります  
(Windows 10は、Microsoftのサポート対象のものを推奨)



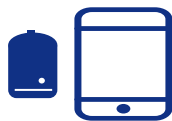
or

・スマートフォン



or

・タブレット + Bluetooth汎用カードリーダー



PC (Windows) でマイナ資格確認アプリを利用するには、  
拡張Lc/Le (拡張APDU) 対応の汎用カードリーダーが必要です

スマートフォン単体でマイナ資格確認アプリを利用するには、  
NFC対応かつ拡張Lc/Le (拡張APDU) 対応である必要があります

タブレットでマイナ資格確認アプリを利用するには、  
拡張Lc/Le (拡張APDU) 対応のBluetooth汎用カードリーダーが必要です

対象の機種は、「施術所等向け総合ポータルサイト」の「(更新)【お知らせ】マイナ資格確認アプリを利用する際に必要な機器について」ページをご確認ください (ポータルサイト右上の検索窓で「必要な機器」と入力して検索できます)

# STEP 02 : 導入

## 1 オンライン資格確認（資格確認限定型）の利用開始申請

### 利用開始申請ページへの行き方

①「施術所等向け総合ポータルサイト」  
にログイン

② 各種申請をクリック

③ 利用開始申請をクリック



利用開始申請の手続きが完了すると、ユーザー登録時に登録したメールアドレス宛てに、利用開始申請受付完了のメールが送付されます

※マイナ資格確認アプリに係る利用開始申請からメールが届くまでに、最長 1 週間程度かかる場合がありますので、あらかじめご了承ください

# STEP 02 : 導入

## 2 マイナ資格確認アプリのセットアップに必要な情報をダウンロード

利用開始申請受付完了メールを受信後、「施術所等向け総合ポータルサイト」にログインし、以下の手順で、端末等ごとに、「マイナ資格確認アプリユーザ設定情報」をダウンロードしてください

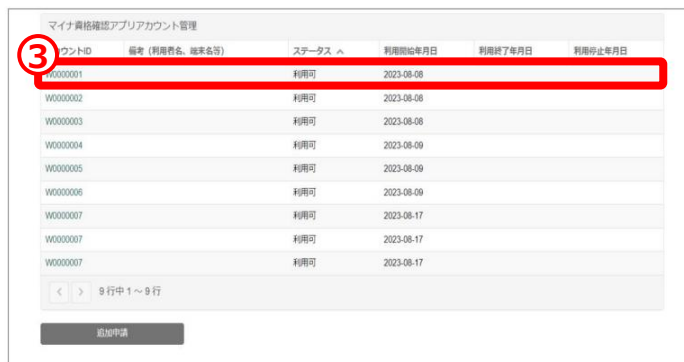
### ① ポータルサイトトップの「各種申請」をクリック



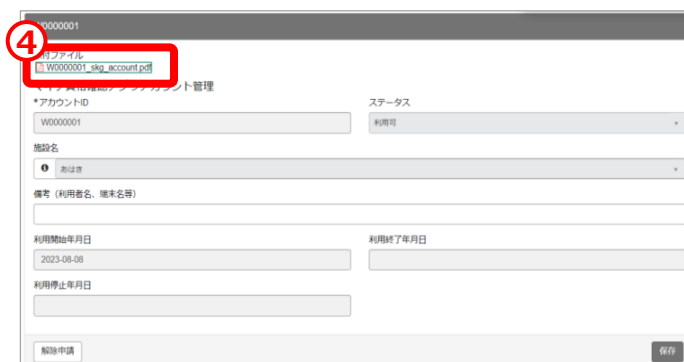
### ② 一覧から「資格確認アカウント管理」をクリック



### ③ 利用申請した台数分のアカウントから一つをクリック



### ④ 「添付ファイル」(.pdf) をクリックしてダウンロード



# STEP 02 : 導入

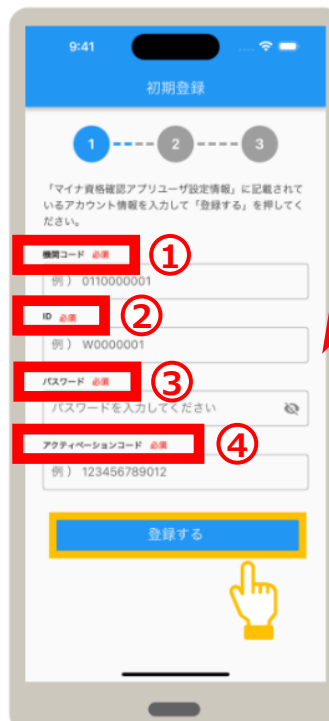
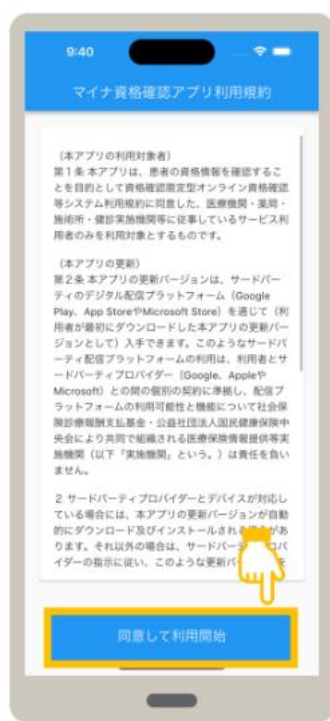
## 3 モバイル端末等でマイナ資格確認アプリの初期セットアップ

① App Store、Google Play、Microsoft Storeより「マイナ資格確認アプリ」をインストール

② 利用規約を確認・同意

③ 機関コード、ID、パスワード、アクティベーションコードを入力し、「登録する」をクリック

④ ログイン時のパスコードを入力（任意で設定可）



手順②でダウンロードした「マイナ資格確認アプリユーザ設定情報」の内容を入力

サンプル 途中

マイナ資格確認アプリ ユーザ設定情報

マイナ資格確認アプリ利用に関する情報	
機関コード	1180123456 ①
機関名	サンプル柔整
ID	W0000001 ②
パスワード	Qazse45 ③
アクティベーションコード	1234-5678-9012 ④

※ 重要な情報が記載されていますので、取扱いに注意し大切に保管願います。  
※ マイナ資格確認アプリでは、利用端末を限定するためにアクティベーションコード（数字12桁）を使用します。アクティベーションコードで認証を行った端末のみ、マイナ資格確認アプリのご利用が可能です。



iOS Android Windows

※利用申請した台数分、手順②、③のセットアップをしてください

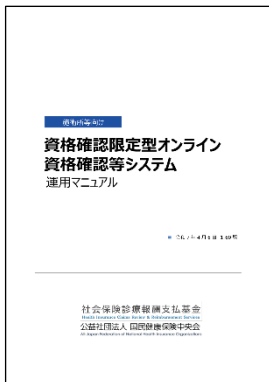
# STEP 02 : 導入

## 受付業務等の変更点の確認

### 導入後の業務の理解

- マイナ資格確認アプリの具体的な操作方法等について、運用マニュアルをご確認ください

#### 運用マニュアル



手順書・マニュアルはこちら



### 自施設における変更点の確認

- オンライン資格確認（資格確認限定型）の導入を踏まえた受付業務等の流れの変更点を確認してください

#### 具体的な作業内容例

- 自施設や居宅等における職員や患者の動きをイメージし、オンライン資格確認導入後の受付業務等の確認を行ってください
- 上記について職員の方に説明し、運用開始に向けた準備を行ってください

※視覚障害のある方向けの、音声読み上げ対応の手順書・マニュアルも掲載しています

## 2. オンライン資格確認導入後の 施術所における資格確認等の流れ

# 受領委任払いを行う柔整あはき施術所での資格確認と療養費請求

モバイル端末・PC端末に接続した汎用カードリーダーでのマイナンバーカードの読み取りについてご案内ください

確認できた

問題なし

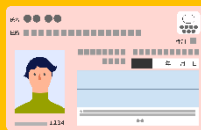
マイナンバーカードを持っていない方の場合

・何らかの事情でオンライン資格確認を行えなかった場合（※）  
or  
・オンライン資格確認導入義務化の対象外の場合

## 資格確認書

資格確認書 有効期限 XXXX  
氏名 山田太郎  
負担割合 3割  
保険者名 ●●●

## マイナ保険証

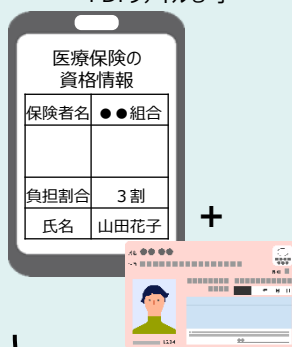


※電子証明書の有効期限後3か月間は資格確認可

### 【患者が提示可能な場合】

#### マイナポータル画面

※マイナポータルからダウンロードしたPDFファイルも可



#### 資格情報のお知らせ

資格情報のお知らせ ●●組合  
氏名 山田花子  
負担割合 3割  
受診の際  
マイナ保険証が必要

### 【2回目以降の受療の場合】

過去の受療で請求に必要な資格情報を把握していれば、患者への口頭確認

### 【初検の場合】

月内の次回受療時など、患者に対して、被保険者番号等を**事後的に確認が必須**

患者には適切な自己負担分（3割分等）の支払を求めてください

上記の方法で確認した被保険者番号等を療養費支給申請書に記載して療養費請求をしてください


※オンライン資格確認等システム（マイナ資格確認アプリ）では、被保険者番号等の資格情報を施術の翌月末まで事後的に確認可能です

（※）マイナンバーカードをかざしたが「この資格は無効です」・「取得失敗」と表示された場合  
モバイル端末機器等のトラブルによりオンライン資格確認ができない場合 等

# 資格確認限定型における資格情報の確認・閲覧について

- 療養費支給申請書の作成等において、過去に来院した患者の**資格確認結果は翌月末まで再度確認することが可能**です
- また、**資格確認結果は音声読み上げやコピーが可能**です

## 過去に来院した患者の資格確認結果の確認

① 右上の  マークをクリック

② 「セキュリティ設定」をクリック

③ 「資格確認結果検索」をクリック

④ 患者を選択

⑤ 資格情報が表示される  
(右上「コピー」クリックで  
コピー可能)



マイナ資格確認アプリの使い方は、右の二次元コードから「マイナ資格確認アプリのセットアップと使い方」をご確認ください  
※ご利用になる端末等のOSの手順書をご確認ください

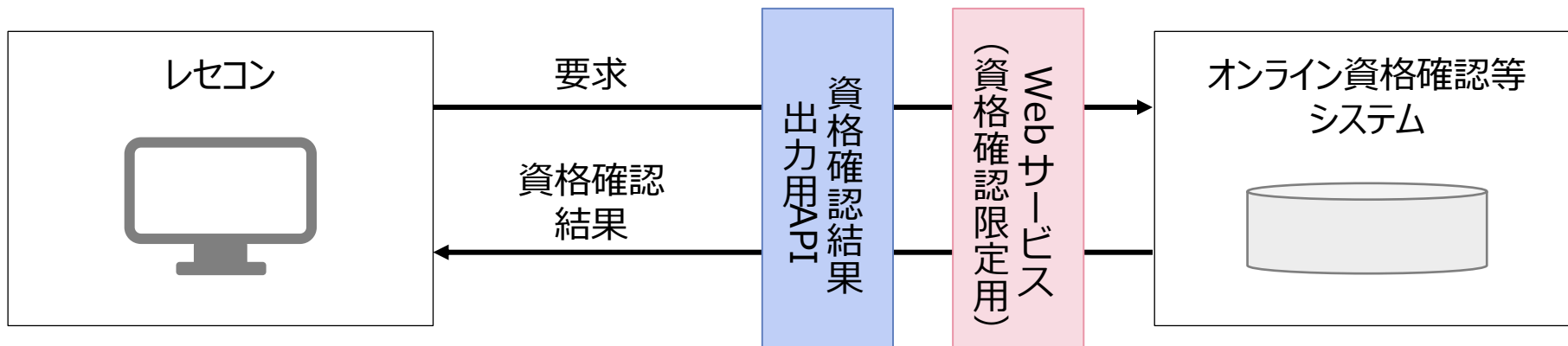


# 資格確認限定型における資格情報の確認・閲覧について

- レセコンを導入している施術所は、セキュアに実施できる「レセコン連携機能」（＝APIを使った自動連携が可能となる方式。令和6年12月末実装済み）により、オンライン資格確認等システムの資格情報をWebサービスを経由してレセコンにて取得可能です
- 柔整あはき施術所の資格確認限定型において、「**レセコン連携機能**」を導入すると、**レセコン上に表示されるオンライン資格確認結果に被保険者の住所が表示されます**（令和7年10月に機能リリース済み）

## レセコン導入済みの施術所

- レセコンとAPI連携を行うことで、資格確認結果をレセコンに連携



※資格確認した履歴は、施術の翌月末まで閲覧可能です

※「レセコン連携機能」や閲覧機能により、資格情報の確認に伴うデータ保存・管理のリスクを回避した仕組みです

※詳細は、右の二次元コードから「資格確認限定型レセコン連携機能について」のページをご確認ください



# 3

## 3. オンライン資格確認に関するサポートや マイナ保険証利用促進について

# お問い合わせ先のご案内

- オンライン資格確認（資格確認限定型）の概要、導入・準備に係る対応、利用方法等のご不明点は、コールセンターにお問い合わせください

## オンライン資格確認等 コールセンター

オンライン資格確認導入の義務化  
対象外となる「やむを得ない事由」の  
申し出

オンライン資格確認時の  
トラブル（エラー等）

資格確認結果

マイナ資格確認アプリの  
設定・操作方法

ポータルサイトのアカウント

オンライン資格確認導入の  
各種申請

その他  
（オンライン資格確認の概要等）

### 電話



- **営業時間**：平日8:00～18:00、土曜日8:00～16:00  
（いずれも祝日を除く）
- **電話番号**：0800-080-4583（通話無料）
- ※ お問い合わせの際には、はじめに登録記号番号、施術所名をお伝え  
いただきますようご協力をお願いいたします

### お問い合わせフォーム



- **操作手順**  
返信用の連絡先とお問い合わせ内容を入力し送信することで、担当者  
からメールで回答があります
- ※ 回答までに日数を要する場合があります

お問い合わせフォームはこちら



# 施術所等向け総合ポータルサイトのご案内

- 「施術所等向け総合ポータルサイト」では、オンライン資格確認（資格確認限定型）に関する最新情報を発信しています。ユーザー（アカウント）登録のうえ、定期的なお知らせのご確認をお願いします

施術所・健診実施機関等・助産所において  
**オンライン資格確認**（資格確認限定型：資格情報のみを  
取得できる簡素な仕組み）をご利用いただけます。

重要なお知らせ

- 【お知らせ】マイナ資格確認アプリのアップデートについて  
・ 3307 ビュー・ 8 日前・ ★★★★★
- 【お知らせ】新規ユーザー登録におけるよくある質問について  
・ 2242 ビュー・ 5 か月前・ ★★★★★
- （更新）【お知らせ】マイナ資格確認アプリを利用する際に必要な機器について  
・ 85738 ビュー・ 1 日前・ ★★★★★

新規ユーザー登録はこちら  
初めてご利用になれる方はこちらから

ログインはこちら  
すでにアカウントをお持ちの方はこちらから

オンライン資格確認とは？

導入準備

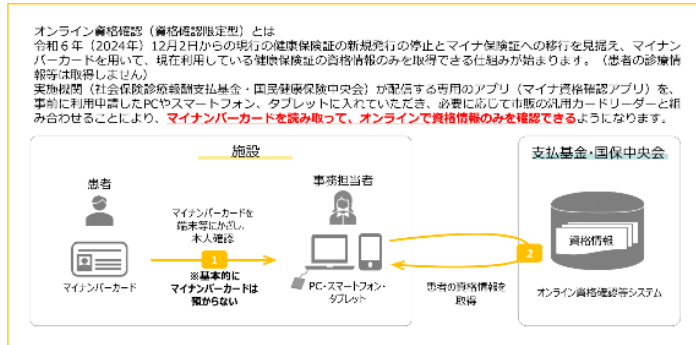
各種申請  
各種申請される方はログインの上、お読みください。

手順書・マニュアル

お知らせ

よくある質問

お問い合わせ先



施術所等向け総合ポータルサイト

アクセスは  
こちらからも可能です



# オンライン資格確認導入済み施設の公表について

- 患者等がマイナンバーカードの健康保険証利用に対応する施術所を確認できるよう、厚生労働省ホームページにオンライン資格確認導入済み施術所のリストを掲載しています
- このリストに掲載するため、施術所におかれては、オンライン資格確認の導入・運用開始の準備作業が完了した時点で、「施術所等向け総合ポータルサイト」にログインいただき、「オンライン資格確認の運用開始日入力」ページより、運用開始日の入力を行っていただきますようお願いいたします

- マイナンバーカードの健康保険証利用対応の施術所の公開ページ



- 掲載箇所

**マイナンバーカードの健康保険証利用に対応する柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師の施術所はこちら**

対象の施術所については、徐々に拡大していく予定です。

- ▶ [X 資格確認限定型（資格確認のみを行う簡素な仕組み）のオンライン資格確認を導入済み施設リスト（マイナンバーカードの健康保険証利用に対応） \[2.1MB\]](#) 
- (2025年9月28日)

※本リストは施術所からの届出をもとに作成しております。実際の運用状況は個々の施術所の事情によって変わることがございます。

# オンライン資格確認の「運用開始日」の入力方法

- 運用開始日入力は、「施術所等向け総合ポータルサイト」にログインのうえ、以下の手順で行うことができます

## 「各種申請」を押下す

新規ユーザー登録はこちら  
初めてご利用になる方はこちらから

ログインはこちら  
すでにアカウントをお持ちの方はこちらから

オンライン資格確認とは？

導入準備

**各種申請**  
各種申請される方はログインの上、お進みください。

手順書・マニュアル

お知らせ

よくある質問

お問い合わせ先

## 「運用開始日登録」を押下す

マイナ資格確認アプリ  
マイナ資格確認アプリに関する情報をご確認いただけます。

お知らせ

よくある質問

利用開始申請  
こちらからマイナ資格確認アプリの利用開始申請を実施いただけます。

**運用開始日登録**  
こちらからマイナ資格確認アプリの運用開始日を登録いただけます。

資格確認カバ管理

資格確認端末登録(アカウント)追...

比ソ連携カバ追加申請

資格確認カバ申請状況

助成金交付申請

## 「マイナ資格確認アプリ（施術所）運用開始日入力」を押下す

KB0010138

### マイナ資格確認アプリ（施術所）の運用開始日入力

作成者：管理者90 • 21 日前 • 閲覧数：3124 • ★★★★★

「マイナ資格確認アプリの運用開始日」とは

「マイナ資格確認アプリの運用開始日」とは、施設で用意した端末にマイナ資格確認アプリをインストールし、必要な設定が完了した後の最初の診療日を指しております。  
マイナ資格確認アプリの運用開始日の登録を行う場合は、以下のリンクから実施してください。

**マイナ資格確認アプリ（施術所）運用開始日入力**

固定リンクのコピー

## 「運用開始日入力欄」を入力し、送信する

ホーム > 業務 > マイナ資格確認アプリ > 運用開始日登録

### 運用開始日登録

こちらからマイナ資格確認アプリの運用開始日を登録いただけます。

運用開始日の登録が完了もしくは既にマイナ資格確認アプリの運用を開始されている施設の方には、本フォームで「運用開始日」(又は運用開始予定日)の登録をお願いします。

※「運用開始日」を変更する場合は、本フォームにて変更後の日付を選択してください。  
「運用開始日」を登録いただいた施設は、厚生労働省ホームページでマイナンバーカードによるマイナ資格確認アプリに対応の施設として公表させていただきます。

\* 必須

利用状況

\* 施設名称

施設名称

ステータス

利用可能

利用開始年月日

利用終了年月日

運用開始日入力欄

\* 運用開始日

マイナ資格確認アプリの運用開始日 (又は運用開始予定日) を選択 (入力) してください。

例) 2023-09-01

送信

マイナ資格確認アプリの運用開始日 (又は運用開始予定日) をカレンダーから選択していただくか、半角数字で入力し、年月日の間に「- (ハイフン)」を入力してください (例：2024-04-01)

運用開始日入力フォームはこちら



# 柔整あはき施術所に対する財政支援（地域診療情報連携推進費補助金）

- 令和7年度は、オンライン資格確認に関して以下の財政支援を実施しました（助成金の申請は令和8年1月31日で締め切りました）
- 令和8年度も同様の財政支援を実施するよう検討しており、決まり次第、ご案内いたしますので、補助対象となる費用の領収書は大切に保管してください

## 1. 事業内容

- オンライン資格確認（資格確認限定型）の利用に必要な費用を支援する

## 2. 補助対象業態・内容

使用するオンライン資格確認	業態等	補助対象	補助上限額	補助率
資格確認限定型	受領委任払いを行う柔整あはき施術所	オンライン資格確認に必要な機器（PC等に接続する汎用カードリーダー、タブレット・スマホ等のモバイル端末等の機器（※））の導入費用 （※）デスクトップPCは対象外、ノートPCはタブレットとしても利用可能なものなど趣旨に沿ったものか個別に審査	4.1万円まで	実費
	レセコン導入済みの受領委任払いを行う柔整あはき施術所	「レセコン連携機能」導入のためのレセコン改修費用	3.2万円まで	1/2

# 柔整あはき施術所におけるポスター・リーフレット等（1 / 2）

- 厚生労働省ホームページより、マイナ保険証利用促進のための患者向け周知広報物（ポスター・リーフレット等）をダウンロードいただけます。ぜひ周知にご活用ください

## マイナンバーカードのご利用呼びかけポスター

**健康保険証として  
マイナンバーカード  
をご利用いただけます**



※施術所等のオンライン資格確認では、加入している保険資格の情報のみを取り扱っています。

**施術所等の受付では、  
マイナ保険証が資格確認書をご提示ください**

※ 従来の健康保険証の有効期限は終了しました。  
※ マイナンバーカードの健康保険証利用登録をしていない方には、「資格確認書」を申請によらずお届けします。  
※ マイナ保険証を持っていても、マイナンバーカードでの受付等が困難な方（ご高齢の方、障害のある方等）は、申請いただくことで、資格確認書を交付します。（更新時の申請は不要）

詳しくは厚生労働省Webサイトでご確認ください。  

[詳しくは 厚生労働省 マイナ保険証](#)

**健康保険証として  
マイナンバーカード  
をご利用いただけます**



※施術所等のオンライン資格確認では、加入している保険資格の情報のみを取り扱っています。

**施術所等の受付では、  
マイナ保険証が資格確認書をご提示ください**

※ 従来の健康保険証の有効期限は終了しました。  
※ マイナンバーカードの健康保険証利用登録をしていない方には、「資格確認書」を申請によらずお届けします。  
※ マイナ保険証を持っていても、マイナンバーカードでの受付等が困難な方（ご高齢の方、障害のある方等）は、申請いただくことで、資格確認書を交付します。（更新時の申請は不要）

詳しくは厚生労働省Webサイトでご確認ください。  

[詳しくは 厚生労働省 マイナ保険証](#)

ダウンロードはこちら



ダウンロードはこちら




## 配付用リーフレット（保険証利用登録方法）

ぜひ健康保険証として  
**マイナンバーカード**  
をご利用ください

マイナンバーカードの健康保険証利用登録がお済みでない方は、  
お手持ちのスマートフォンから以下の手順でご登録ください

**STEP1** 必要なものを準備する

- 申込者本人のマイナンバーカード
- 「マイナポータルアプリ」のインストール




iOS Android

二次コードが読み取れない場合は「マイナポータル」で検索してください

**STEP2** マイナポータルアプリを起動しログイン

- 4桁の暗証番号の入力
- マイナンバーカードの読み取り




**STEP3** 健康保険証の利用登録

画面の通り進め、「マイナンバーカードを健康保険証として登録する」にチェックを入れ、登録を押す


**完了!**

- 健康保険証としてご利用いただけます



**施術所等の受付では、マイナ保険証が資格確認書をご提示ください**

※ 従来の健康保険証の有効期限は終了しました

詳しくは厚生労働省Webサイトでご確認ください。  

[詳しくは 厚生労働省 マイナ保険証](#)

ダウンロードはこちら



# 柔整あはき施術所におけるポスター・リーフレット等（2 / 2）

- 厚生労働省ホームページより、マイナ保険証利用促進のための患者向け周知広報物（ポスター・リーフレット等）をダウンロードいただけます。ぜひ周知にご活用ください

## 利用者配付用リーフレット（マイナンバーカードの申請方法）

## よくある質問 ～マイナ保険証について～

### マイナンバーカードの申請方法

#### マイナンバーカードとは？

対面でもオンラインでも、使える公的な本人確認書類

おもて面は顔写真付きなのでなりすましません！  
裏面はICチップ付きでオンラインで安全・確実な本人確認を行うことができる電子証明書などが入っています。税や年金などのプライバシー性の高い情報は入っていません！

#### 4つの申請方法の手順はこちら

(過去に交付された交付申請書がある場合)

##### スマートフォン

- 1 スマートフォンで顔写真を撮影
- 2 スマートフォンで交付申請書の二次元コードを読み取る
- 3 申請用WEBサイトでメールアドレスを登録
- 4 申請者専用WEBサイトのURLが届いたら、顔写真を登録、必要事項を入力して申請完了

##### パソコン

- 1 カメラで顔写真を撮影
- 2 申請用WEBサイトでメールアドレスを登録  
<https://www.kojinbanango-card.go.jp/apprac/apply/>又は「マイナンバーカード 申請」で検索
- 3 申請者専用WEBサイトのURLが届いたら顔写真を登録、必要事項を入力して申請完了

##### 証明写真機

- 1 タッチパネルから「個人番号カード申請」を選択
- 2 撮影用の料金を投入して、交付申請書の二次元コードをバーコードリーダーにかざす
- 3 画面の案内にしたがって、必要事項を入力
- 4 画面の案内にしたがって、顔写真を撮影して送信し、申請完了

##### 郵便

- 1 交付申請書に必要な事項を記入し、6か月以内に撮影した顔写真を貼り付けて郵送し、申請完了

交付申請書がない場合 → マイナンバーカード 郵便

詳細は厚生労働省ホームページをご確認ください。

裏面に続く

### よくある質問～マイナ保険証について～

令和7年4月版

患者等からマイナ保険証のメリットや仕組みについて質問された際の返答の参考としてご活用ください。

#### よくある質問～マイナ保険証について～

Q **マイナンバーカードって持ち歩いても大丈夫なの？**

マイナンバーカードには、プライバシー性の高い個人情報は記録されないほか、偽造防止などにも対応した万全なセキュリティ対策が施されています。マイナンバーカードを紛失、または盗難に遭った際は、24時間365日いつでも電話ですぐにマイナンバーカード機能の一時利用停止の手続きができます。（マイナンバーカード総合窓口：0120-95-0178）また、紛失や盗難の場合、原則1週間までマイナンバーカードを再交付できる「特急発行・交付制度」を利用することができます。

Q **マイナンバーカードのICチップから医療（病歴、投薬等）情報まで開け放題になってしまうことはないですか。**

マイナンバーカードのICチップには、税や年金の情報、病歴等、プライバシー性の高い情報は記録されません。また、マイナ保険証は、カードのICチップのほか、顔認証や暗証番号を組み合わせてご使用いただける情報等を確認できる仕組みです。マイナンバーカードだけでは、税や年金、医療等に關する情報を引き出すことはできません。

Q **マイナンバーカードってどうやってつくるの？**

スマートフォン・パソコンからの申請以外にも、証明写真機からの申請や郵便での申請が可能です。また、施設や個人宅等に市区町村の職員が訪問し、申請のサポートを実施している自治体もございますので、詳しくは「マイナンバーカードの申請方法」の資料をご確認ください。  
※マイナンバーカードの交付申請書の記入が困難である場合については、介助者等の代筆のうち、ご本人が押印を行うことで、有効なものとして認められます。

Q **毎回マイナ保険証を提示する必要があるの？**

提示は毎回お願いしています。  
マイナ保険証で、患者の保険資格についてご確認させていただいています。

Q **マイナ保険証ってどこでもつかえるの？**

全国の9割以上の医療機関・薬局でマイナ保険証をお使いいただけます。また、接骨院・鍼灸院・あん摩マッサージ指圧の施術所等（出張営業を含む）でもお使いいただけます。厚生労働省ホームページに、マイナ保険証に対応している施術所等の施設を公開しています。  
※「マイナンバーカードの対応施術所」等で検索すると確認できます。

Q **マイナ保険証で資格確認ができない場合はあるの？**

例外的な事情でマイナ保険証での受付ができない場合（オンライン資格確認の導入義務の対象外の施術所等である場合も含む）には、マイナンバーカードと合わせて、「マイナポータル画面」や「資格情報のお知らせ」を提示いただくなど、複数の資格確認方法を用意しており、いずれにしても適切な自己負担分のお支払いいただくこととなります。

### よくある質問～マイナ保険証について～

令和7年4月版

よくある質問～マイナ保険証について～

の参考としてご活用ください。

意識確認があるけど、

業を含む）では患者の資格確認されません。

ンバーカードの顔写真と患者の顔と、健康保険証としてご利用いた

利用者証明用電子証明書パス

が不要な「顔認証マイナンバー

ンポートでご確認ください。

されました。

マイナ保険証としてご利用でき

共団体情報システム機構（J-

府所等の資格確認の際に、マイナ

が出ます。こうしたご案内等を受け

2日から3ヶ月間は健康保険証と

カードの機能（マイナポータル

いため、速やかに住民票のある

証のままでいいの？

様々なメリットがあるマイナンバー

格の情報を記載した「資格確

の負担割合で訪問看護や医療

疹等が困難な要配慮者（高齢

失効する方に対して、マイナ保険

年間（令和7年12月1日まで）使

ダウンロードはこちら



ダウンロードはこちら



# 受講お疲れ様でした。

**必ず画面右上の表示が「100%」になっていることを  
ご確認ください。**

「100%」になっていたら受講完了です。